

平成26年度 第3回 みよし市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 : 平成27年1月13日(火)
午後2時00分から2時45分
場 所 : 市役所2階201会議室

議 長 署 名 : _____

議事録署名者署名 : _____

出 席 委 員 : 公益代表 ・天石 惇郎委員 ・野崎 又嗣委員 ・岡本 世津子委員

: 医師及び薬剤師代表 ・中島 守夫委員 ・岡本 達也委員 ・木戸 功男委員

: 被保険者代表 ・石川 孝子委員 ・山内 なほみ委員 ・村上 峯子委員

事 務 局 ・市民部長 加納 ・市民部次長 柴田 ・保険年金課長 塚田 ・同課副主幹 岡田 ・同課主任主査 近藤

市民部次長

ただいまより「平成２６年度第３回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。
礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。
「一同、礼」、ご着席ください。
本日の会議は約１時間を予定しております。よろしくお願いいたします。
なお、本運営協議会は会議公開となりますので、ご協力をお願いします。
それでは次第に従いまして、進めさせていただきます。
はじめに天石会長職務代理者より、あいさつをいただきたいと思います。

天石会長職務代理者

《あいさつ》

市民部次長

ありがとうございました。
それでは議事に入らせていただきます。みよし市国民健康保険運営協議会規則第３条第１項及び第２項の規定により、議事については会長職務代理者が議長を務めることとなりますので、天石会長職務代理者よりよろしくお願いいたします。

天石会長職務代理者

規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。
本日の出席者は９名であり、みよし市国民健康保険運営協議会規則第６条に定める定足数に達しており、今協議会は成立しています。
はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたします。石川孝子さんと木戸功男さんを議事録署名者に指名します。なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の近藤主任主査にお願いします。
それでは議事に入ります。
次第２ 協議事項「平成２７年度みよし市国民健康保険税の税率について」事務局より説明をお願いします。

保険年金課長

（資料に基づき説明）

天石会長職務代理者

事務局より説明いただきました「平成２７年度みよし市国民健康保険税の税率について」ご意見等がありましたらお願いします。

	2 ページ目ですが低所得者への減額の件ですが、均等割は減額されると思いますが所得割は増額されるということでしょうか。
保険年金課長	そのとおりです。
天石会長職務代理者	低所得者については今年度と来年度を比較した場合、必ずしもこの表にあります減額の差額部分だけ減るわけではないということですね。
保険年金課長	仮に7割軽減の方は基となります均等割額が増える関係で、今年度より1,050円増えます。5割軽減の方ですと実質約1,750円増え、軽減対象外の方ですと3,500円増えます。軽減対象の方は軽減対象外の方より上がる額が抑えるかたちとなります。軽減制度については地方税法が基となりますので基準は全国一律です。ただし、額については市町村によって異なります。
天石会長職務代理者	2 ページを見ますと保険税は医療費だけではなく、後期高齢者医療保険を支える部分、介護納付金等があります。各大企業の保険組合も同様に大変厳しい状況と聞いております。 その他ご質問等はよろしいでしょうか。 他に意見がないようですので「平成27年度みよし市国民健康保険税の税率について」承認することで賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
天石会長職務代理者	全員賛成ということで承認させていただきます。続きまして「みよし市国民健康保険運営協議会答申書について」事務局より説明をお願いします。
保険年金課長	(資料に基づき説明)
天石会長職務代理者	事務局より説明のありました「みよし市国民健康保険運営協議会答申書について」ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

野崎委員	5 ページの介護納付金の所得割の税率が改正前後で同じですが、他と同様に同左ではいけないのでしょうか。何か意味があるのでしょうか。
保険年金課長	この部分については審議部分でしたので同左にせず、また網掛けもしております。
野崎委員	答申書の数値についてですが5割、2割軽減は地方税法の改正後の数値には変えないのでしょうか。
保険年金課長	5割、2割軽減の改正後の数値は条例改正等を念頭におきシミュレーションした参考数値であり、答申書の数値は今の時点では変えません。
天石会長職務代理者	課税限度額が最高で85万円となりますが何件ぐらいになるのでしょうか。また、減額対象になる方は何件ぐらいなるのでしょうか。
保険年金課長	課税限度額対象者については追加資料にあるとおり、平成26年度当初賦課を基準とした試算では190世帯から185世帯となり、5世帯減る見込みです。 軽減対象者について5割軽減対象者は563世帯から603世帯と40世帯増加の見込みです。2割軽減対象者は665世帯から684世帯と19世帯増加の見込みです。また、限度額については2万円上がる方がいれば4万円上がる方もいるように世帯によって上げ幅は異なります。ご説明しました限度額、軽減の改定をした場合、約92万円の保険税の増額が見込めます。
天石会長職務代理者	方針が決まった後、加入者に対して通知はいつ頃の予定ですか。
保険年金課長	7月の本算定時に通知を発送します。ご案内は広報等で事前に案内し、窓口では4月より説明等をさせていただきます。ホームページには載せていきます。
天石会長職務代理者	加入者についてはいずれにしろ4月から上がるということですね。個人の具体額等については7月にならないとわからないということでしょうか。
市民部次長	個人個人の税額通知は7月になります。改正の内容についてはホームページ、広報等で広く周知していきます。PR自体は4月から行っていきます。

保険年金課長	限度額の改定については法律改正が決まった時点で条例改正等をしていきます。
市民部長	本日決めていただきました税率の改定については3月議会の条例改正で上程できるのですが、限度額、軽減の改定については地方税法の改正後となりますので、おそらく3月末ぐらいに決まります。その時点で条例等も改正し、両方とも適用させていく予定です。
天石会長職務代理者	他に意見等がありますか。ないようですのでそれではご審議いただきました「みよし市国民健康保険運営協議会答申書について」承認することで賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
天石会長職務代理者	ありがとうございました。原案どおり承認することといたします。 次に 報告事項「特定健診受診状況について」、「データヘルス計画策定事業計画について」を事務局より説明をお願いします。
保険年金課長	(資料に基づき説明)
天石会長職務代理者	事務局より説明いただきました事項につきまして質問、ご意見等ありましたらお願いします。 介護も同様ですが、措置より予防が必要かと思います。健康寿命を延ばすことが必要かと思います。 ご質問等はないようですので、事務局より「次第4 その他」の説明を委員の任期を含め、お願いします。
保険年金課長	委員の皆様の任期は2年で平成27年5月31日までとなります。2年間ありがとうございました。 予定ですと年間3回程度審議する機会がありますが今回の会議が最終となる予定です。 広報的な資料につきましては、任期中はご案内していきたいと考えております。
市民部次長	ありがとうございました。今回が今年度予定しております協議会最後ですのでここで市民部長より挨拶をお願いいたします。

市民部長

(お礼のあいさつ)

市民部次長

ありがとうございました。以上をもちまして、平成26年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会を終了いたします。

本日が今年度の最後の運営協議会となります。ありがとうございました。

一同、ご起立をお願いします。

「一同、礼」、ありがとうございました、